

またも専断的なプログラム申請によって大混乱に!!

——自然科学研究科の「女性研究者養成システム改革加速」プログラム問題——

理工系教員の方々はご存知のことと思いますが、さる5月21日に2010年度の科学技術振興調整費「女性研究者養成システム改革加速」プログラムの審査結果が発表され、熊本大学からの提案課題「バッファリングによる女性研究者養成の加速」が採用されました。これは、2010年度からの5年間で理工系の女性研究者を計13名採用し、最初の3年間は「全学措置席（バッファ席）」で処遇し、その後は自然科学研究科のポストに異動させて女性研究者を養成するというものです（計画書からは「全学措置席」での雇用条件等の詳細は不明です）。計画書提出時点における自然科学研究科の女性研究者の数は、理学系4名・工学系5名の計9名（3.5%）にとどまっていますから、これを2.5倍に増やすという内容です。計画書では、「全学措置席」に配置される期間の人件費や研究費の支給等によって5年間で3億円の予算を申請しています。

さて、熊本大学教職員組合は、保育所の充実など女性職員が安心して働ける体制作りを要求してきており、女性研究者の養成は大きな意義のあることと考えます。しかし、2008年度に起こった「国際化推進」問題の場合と同様に、今回のプログラム申請も学内の審議手続きを欠いたまま専断的に行なわれたことによって大きな混乱を招く結果となっています。ここでは、この間の経緯と問題点をお伝えします。

プログラム申請・採択までの経緯

JSTによる「女性研究者養成システム加速」プログラムの募集は2009年度から行なわれており、すでにこの計画が動き出した大学もあります。熊本大学では自然科学研究科としてこのプログラムに応募することになり、2009年度に申請しましたが、採択はされませんでした。これをうけてワーキンググループ（人事・労務担当理事、自然研究科長など5名。以下、WGと略す）を作り、再申請して今回の採択に至りました。しかし、この申請は、学内手続き上、重大な瑕疵があるものでした。

幾重もの重大な瑕疵——人権問題も

その第一は、申請に際してはもちろん、採択にいたるまで、教育研究評議会において一切審議されていないことです。いうまでもなく「女性研究者養成システム改革加速」プログラムは関係部局の人事計画を左右するものであり、人事計画は部局の教育・研究計画と不可分のものです。しかし、今回のプログラムは、本学の「教育に関する重要事項を審議する機関」である教育研究評議会の審議を経ることなく申請がなされ、報告さえもないままに採択に至って

います。

第二は、第一の瑕疵ともかかわりますが、自然科学研究科、理学部、工学部の承認もないまま申請され、かつ採択に至るまで説明さえも行なわれていないことです。理学部の場合、再申請にあたって理学系女性教員の採用数が4名から5名に増やされましたが、それは当の理学部には一切知らされないままでした。


第三は、現在検討中の教員人事制度のポイント制について、2011年度から実施することが決定していると計画書に記載されていることです。これは、学内の審議をまったく無視して既成事実化を図ったものにほかなりません。

問題点は、学内の審議手続きのみにとどまらず、人権問題にまでおよんでいます。第四の瑕疵は、今回のプログラムの計画書には、構想に関わる教職員等として複数の女性教員が名前を連ねられていますが、本人の承認は得られておらず、かつ本人に通知もされないまま勝手に名前を盛り込まれたことです。さらに計画書には、勝手にエフォート（10%）も盛り込まれています。

しかも、深刻なのは、こうした問題点が生じたのは初めてではないことです。周知のように、2008年度の「国際化推進」問題でも同様の恣意的かつ専断的な予算申請が行なわれ、学内に大きな混乱が生じました。「国際化推進」問題に際して、組合は問題点の指摘と抗議を行ない、改組や教育研究に関わる予算申請は教育研究評議会と関係部局の審議を経てから行なうことを強く求めましたが、熊本大学の使用者・管理者は何ら反省することなく同じ誤りを繰り返したのです。（詳しくは2007年度『赤煉瓦』NO24、NO31、2008年度『赤煉瓦』NO6を参照。）

上記の瑕疵のうち、WGの1人である檜山前自然研究科長は再申請にあたって理学系女性教員の採用数を勝手に増やしたことを理学部に謝罪し、かつ勝手に計画書に名前を連ねた女性教員に対して謝罪の意志を示したそうですが、問題はけっしてWGの1個人の謝罪で済むことではありません。採択後の申請書では理学系女性教員の名前は除かれたそうですが、

（裏につづく）

	熊本大学教職員組合	
	No.2 2010.7.1	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp

また、6月24日開催の教育研究評議会では、教員人事制度のポイント制の実施がすでに決まったことのように記載されている点が追及され、学長は「決まっていない」、「方向性は決まった」としどろもどろの回答をする有様であったと伝えられます。

現場に広がる不安感と混乱

プログラムの採択後、自然科学研究科内では不安感と混乱が急速に広がっています。女性研究者を採用するといっても、研究分野によっては公募しても女性の応募はほとんどないという分野もあり、プログラムの先行大学からは女性に限定した公募では優秀な研究者を採用することが困難であるという声も聞こえてきているからです。こうした分野ごとの事情があるからこそ、申請にあたっては関係部局の審議、教育研究評議会の審議を経しておくことが必要不可欠なのです。

また、すでに採用されている女性教員との差別待遇になるのではないかという問題もあります。このプログラムで採用される女性教員には、研究費支給（1年目150万円、その後2年間は100万円）、メンター教員（採用者1名につき3名）による研究支援、研究スペースの配置などの手厚い支援が行なわれます。既在籍女性教員にも研究支援経費の支給が計画されていますが、応募と審査・選抜を経ることとされており、また支援の規模も不明なままです。

上述したように、申請に際して重大な瑕疵があったのですから、“採択された以上、実施しないとならない。反対してもらっては困る”などといって強行するようなことは断じて許されません。自らの過ちさえも顧みない専断的な運営は、教職員の不満と閉塞感を増すだけのものだからです。

熊本大学教職員組合は、熊本大学使用者・管理者に対して、改組や教育研究事項にかかわる競争的資金の申請は教育研究評議会と関係部局の審議を経てから行なうことを改めて求めるとともに、今回のプログラムについては教育研究分野の特性を保障して女性研究者の確保が困難な分野には強要しないものとなるよう実施計画を修正することを要求します。